

徳島県告示第三百七十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年七月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 キンキサイン株式会社

住 所 兵庫県姫路市豊沢町一五六番地 姫路アドバンスビル

代表者 代表取締役 山口 祖廣

2 工場又は事業場

名 称 キンキサイン株式会社 本社徳島工場

所在地 勝浦郡勝浦町大字生名字屋敷五

3 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第十号二に規定するろ過施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和七年七月十一日から

令和七年八月一日まで

2 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び勝浦町住民課